

平成31年度入間市建設工事における制度等の改正について

入間市 総務部 管財課

I 低入札価格調査制度を一部改正します。

入間市では、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の更なる向上と、公共工事におけるダンピングによる工事品質の低下や、下請業者へのしわ寄せを防止するため、次のとおり入間市建設工事低入札価格調査制度実施要領の一部を改正します。

なお、対象工事については、見直し前と変わらず、1件あたりの設計金額が3,000万円以上の建設工事とし、平成31年4月1日以降に公告する工事より適用となります。

1 数値的判断基準を採用します。

契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを判定するための基準に失格基準価格があります。その算出方法は、

- ・直接工事費 ×7.5/10
- ・共通仮設費 ×7.5/10
- ・現場管理費 ×7.5/10
- ・一般管理費等×5.0/10 の合計額です。（1,000円未満切り捨て）

数値的判断基準は、上記の合計金額だけでなく、次の項目のひとつでも基準に満たない場合は、当該入札を失格とするものです。

- ・直接工事費 ×7.5/10
- ・共通仮設費 ×7.5/10
- ・現場管理費 ×7.5/10

このことに伴い、入札執行時に提出される「入札金額見積内訳書」と低入札価格調査時に提出する「入札金額の積算内訳書（様式第2-1号）」、「内訳書に対する明細書（様式第2-2号）」等の入札金額の変更は原則認めません。

2 いわゆるペナルティを導入します。

低入札価格調査を経て契約する工事については、次の諸条件が設定されます。

- (1) 主任（監理）技術者と現場代理人の兼務を認めません。
- (2) 契約保証金が契約額の 1/10 から 3/10 以上へ増額します。
- (3) 前金払いが契約額の 4/10 から 2/10 へ減額します。
- (4) 中間前金払いの支払いは行ないません。

3 下請業者等に対し、原則、追跡調査を実施します。

低入札価格調査を経て契約する工事は、着手時、契約変更時、完了（精算）時における、下請工事の契約状況、資材の契約状況、機材等リース契約状況について、原則、追跡調査を実施します。

II 社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止します。

入間市発注工事の下請契約における社会保険等未加入対策として、入間市建設工事請負契約款を改正します。

1 改正内容

入間市発注工事を契約する受注者（元請業者）と、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入業者との一次下請契約を「原則禁止」とします。

ただし、工事の施工が困難となる場合やその他の（※）特別の事情があると発注者が認める場合は、発注者の指定する期間内に当該下請業者が社会保険等に参加することなどを条件に、下請契約をすることが認められます。また、平成 31 年 10 月 1 日より、当該下請業者が最終的に社会保険等に未加入の場合は、受注者に対し入札参加停止や工事成績評定の減点の措置を行う場合があります。

なお、一次下請業者が社会保険等への参加について適用除外のものは対象外とします。

（※）特別の事情とは

- ・ 伝統建築の修繕など、工事の施工に必要な特殊技能を有している場合
- ・ 社会保険等への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合